

平成 26 年
1 月・4 月
採用予定

上野総合市民病院 看護師正規職員を募集します

上野総合市民病院では、より多くの患者さんを受け入れ、質の高い看護を提供するため、さらにたくさんの看護師を求めています。

伊賀の明日の医療を、私たちと共に支えていきませんか。

【対象者】

昭和 29 年 4 月 2 日以降の生まれで、看護師免許を持っている人、または平成 26 年 4 月までに取得見込みの人

【募集人数】 20 人程度

※認定看護師、専門看護師取得支援制度があります。
※託児所がありますので、お子さんがいる人も安心して働けます。



わたしたちと一緒に
働きませんか

【選考方法】 作文・面接

【試験日時・会場】

上野総合市民病院で随時行います。日時は応募した人に後日お知らせします。

【提出書類】

- 職員採用試験受験申込書
- 外国籍の人は住民票などの在留資格を証する書類(1 通)

【応募期限】

- 10 月 31 日(木)
- …平成 26 年 1 月 1 日採用・4 月 1 日採用
- 平成 26 年 1 月 31 日(金)…平成 26 年 4 月 1 日採用

【給与など】 平成 25 年 4 月現在初任給

職 種	基本給	主な手当(概算)	合 計
看護師大学卒	185,800 円	111,000 円	296,800 円
看護師短 3 卒	178,800 円	111,000 円	289,800 円

※免許取得 1 年目の例ですので、経験に応じて職歴換算されます。

- ※看護師確保手当・夜間看護手当などを含む一例
- ※支給要件に応じて住居手当・扶養手当を支給します。
- ※昇給は年 1 回、期末勤務手当は年間 3.95 月分

【勤務形態】 日勤・準夜勤・深夜勤

【休日・休暇】

- 4 週 8 休制 (週休 2 日制)
- 年次有給休暇・夏季休暇・特別休暇・病気休暇・介護休暇など



【申込先・問い合わせ】

〒 518-0869 伊賀市上野中町 2976 番地の 1 ふれあいプラザ 2 階
伊賀市総務部人事課 ☎ 22-9605 FAX 22-9616
〒 518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部庶務課 ☎ 24-1111 FAX 24-1565

“うえのまちのええところ” フォトコンテスト

うえのまちまちづくり協議会では、あなたが残したい“うえのまち”の写真を募集しています。

古きよき「まちなみ」、ふと気付いた新たなまちなかの魅力、うえのまちの歴史、まちの息づかい、季節を感じられる写真など、たくさんのご応募をお待ちしています。

【応募方法】

写真に応募票を添付して郵送または持参してください。詳しくは中心市街地推進課・各公民館(上野・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山)・各地区市民センターなどにある募集パンフレットをご覧ください。市ホームページからもダウンロードできます。

【応募期限】 12 月 27 日(金)



【応募先・問い合わせ】

〒 518-0869
伊賀市上野中町 2976 番地の 1 ふれあいプラザ 2 階
伊賀市建設部中心市街地推進課内
うえのまちまちづくり協議会事務局
☎ 22-9825 FAX 22-9628

開
催
中

ふるさと い〜な

◆ 議会報告

7月25日に平成25年第2回組合議会（臨時会）を開催しました。この議会には農業共済事業特別会計補正予算など5議案を上程し、全ての議案が可決されました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

議案番号	件名
議案第12号	平成25年度伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
議案第13号	伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例の改正について
議案第14号	平成25年度農作物共済に係る水稻の無事戻金の交付について
議案第15号	損害評価会委員の委嘱について
議案第16号	専決処分の承認について

組合議会 議員の紹介

伊賀市・名張市広域行政事務組合議会は、両市の市議会より選任された伊賀市8人名張市6人の議員により構成されています。

敬称略・順不同
*は新たに就任された議員

議長	永岡 禎 (名張市)
副議長	*空森 栄幸 (伊賀市)
監査委員	森岡 秀之 (名張市)
議員	*中岡 久徳 (伊賀市)
	*中谷 一彦 (伊賀市)
	*市川 岳人 (伊賀市)
	*田山 宏弥 (伊賀市)
	川合 滋 (名張市)
	*北出 忠良 (伊賀市)
	*稲森 稔尚 (伊賀市)
	*安本 美栄子 (伊賀市)
	柳生 大輔 (名張市)
	山下 松一 (名張市)
	福田 博行 (名張市)

水稻の損害評価が はじまります



被害申告はお早めに！

水稻の損害評価は、加入者から提出された損害評価野帳を元に被害申告のあった水田全てを損害評価員などが調査します。その後、各地区ごとの評価のバランスが取れているかを確認するため、任意で抽出した被害耕地の「抜取調査」を実施します。

この調査は、三重県農業共済組合連合会も実施し、公正で適正な評価になるよう何度も確認され、被害額を確定後、12月ごろに共済金を支払う予定です。

対象となる被害は？

一筆方式の七割補償に加入している人は、一筆ごとに7割の補償をします。減収量が3割を超える場合が対象

被害の申告は？

損害評価野帳は市役所農林振興課・各支所・各地区市民センターに備えつけられているほか、損害評価員からもらうことができます。

野帳に必要事項を記入の上、地区の損害評価員へご提出ください。また、被害表示の立札を被害耕地へ立ててください。

被害申告はお早めに

損害評価をする前に刈り取りを実施すると、被害状況が確認できず、共済金を支払うことができなくなります。

被害申告は損害評価の日数などを考慮して、早めに提出してください。

となります。

災害の種類は、風水害、冷害、干害、冠水、いもち病などの病虫害などのほか、イノシシやシカなどによる鳥獣害なども対象となります。

